



お知らせ

軽自動車税種別割の納期限は5月31日(水)です

軽自動車税種別割は、毎年4月1日現在で原動機付自転車、二輪車、軽自動車、小型特殊自動車（農耕用含む）などを所有している方に課税されます。納税通知書は5月1日(月)に郵送します。

※納期限を過ぎたものはコンビニエンスストアやスマートフォン決済では取り扱えません。

口座振替、スマートフォン決済、コンビニエンスストアでの支払いは2週間ほどは、窓口で納付確認ができないため、車検用納税証明書が発行できません。この期間に車検を予定している方は、令和4年度の納税証明書を利用して、早めに車検を受けることをおすすめします。

問 税務課（☎内線147）

自動車税種別割の納期限は5月31日(水)です

自動車税種別割は、教育や福祉などの行政サービスを行うための大切な財源です。

金融機関、コンビニエンスストアでの納付のほか、インターネットを利用したクレジットカードによる納付、スマートフォン決済アプリを利用した納付もできます。詳しくは自動車税種別割の納税通知書（5月8日(月)発送）をご覧ください。

問 岐阜県自動車税事務所

担当課 税務課（☎内線147）

農業振興地域内農用地区域の除外・編入要望の受付

農業振興地域内農用地区域（農振農用地）に指定されている農地の転用には、事前に農振農用地からの除外手続きが必要で

受付期間

5月1日(月)～31日(水)

8時30分～12時

13時～17時15分

（土日祝日を除く）

※受付期間中に除外の見込みがあると判断できた案件のみ、要望書をお渡しします。

※受付後の要望書類提出期限は、6月7日(水)までです。

※訪問前にご連絡ください。受付期間以外でも相談は随時可能です。

※10月にも同様の受付を行う予定です。

受付場所

・農業振興課

（要望地が旧中津川市内）

・各総合事務所

（要望地が旧恵北地区と山

口地区）

受付要件

転用目的が地域住民の生活上必要な施設で緊急を要する限定的かつ具体的なものであり、立地条件が周囲の営農に影響を及ぼさないこと。なお、集団化した農地やほ場整備された農地を除外することは原則としてできません。

必要書類

農地および転用計画の確認ができるもの（登記簿、字絵図、配置図、現況写真など）

問 農業振興課（☎内線248）

AEDの適切な管理のお願い

AEDは、救命やその後の

社会復帰にすぐれた効果を発揮します。いざという時にAEDがきちんと使用できるよう、日常点検などの継続的な実施をお願いします。

点検内容

- ・AEDのインジケータ（状態を確認するためのランプや表示）の確認
- ・電極パッド、バッテリーの使用期限確認、定期的な交換
- ・耐用期間経過後の本体更新



AEDイメージ画像

設置情報の登録について

AEDの設置場所についての情報を共有し、いざという時の救命の効果を高めるため、設置情報を「中津川市AEDマップ」に掲載し、ホームページで公表しています。設置情報（設置場所、利用可能時間など）の提供にご協力をお願いします。

問 防災安全課（☎内線162）



広告

有料広告

マイナポイントの申込支援窓口の開設期間を9月末まで延長します

マイナポイントの受け取りには必ず申込みが必要です。申込期間終了間近は混雑が予想されますので、早めの申込みをお願いします。

なお、マイナポイントは対応機種スマートフォンやパソコンを使ってご自宅からも申し込みできます。

■マイナポイント申込サポート窓口

開設時間 平日9:00～16:00

※混雑時は早めに受付を締め切る場合があります。

場所 市役所中2階 ロビー

問 情報政策課（☎内線685、666）